参考資料

１．公共施設等運営権について

○　昨年のＰＦＩ法の改正により、新たに創設されたものであり、公共施設等運営事業を実施する権利である。
○　公共施設等運営事業のスキーム（以下参照）

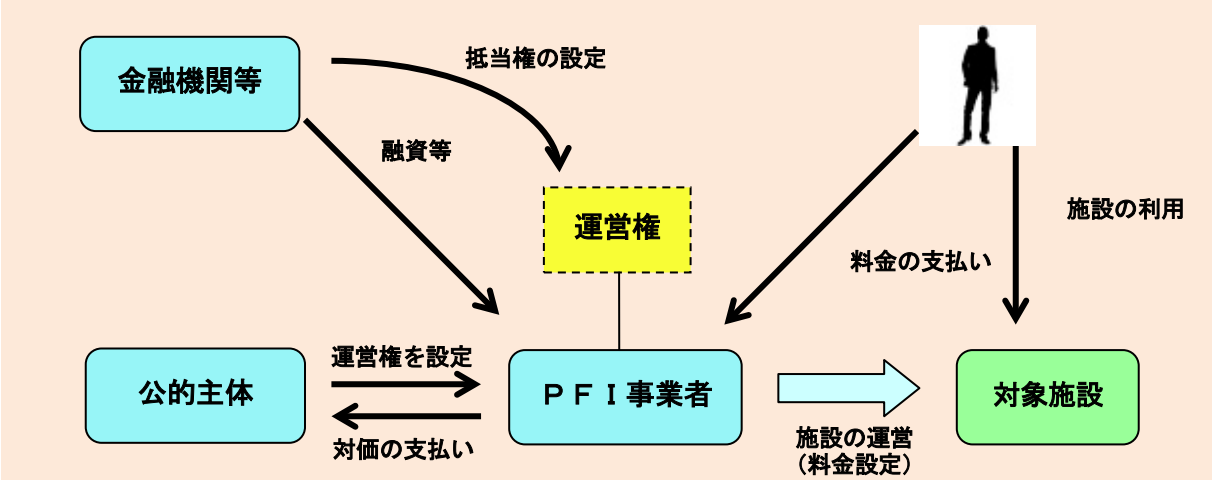

２．空港保安管理規程及び空港供用規程について

空港保安管理規程

○　本規程は、空港の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項（管理の方針、管理の体制、管理の方法）について定めたもの。
○　空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通大臣に届け出る必要がある。

空港供用規程

○　本規程は、空港の利用者に対して、そのサービス内容等を周知するためのものであり、運用時間や空港の概要等が規定されたもの。
○　空港の管理者は、空港供用規程を定めるときは、国土交通大臣の認可を受ける必要がある。

３．空港法第１４条の協議会について

○　空港の関係者が相互に連携及び協力し、空港の利便性の改善策や空港を活用した地域活性化策等について、必要な検討・協議を行う場として、空港法において規定されたもの。
○　構成員のイメージは以下の通り。

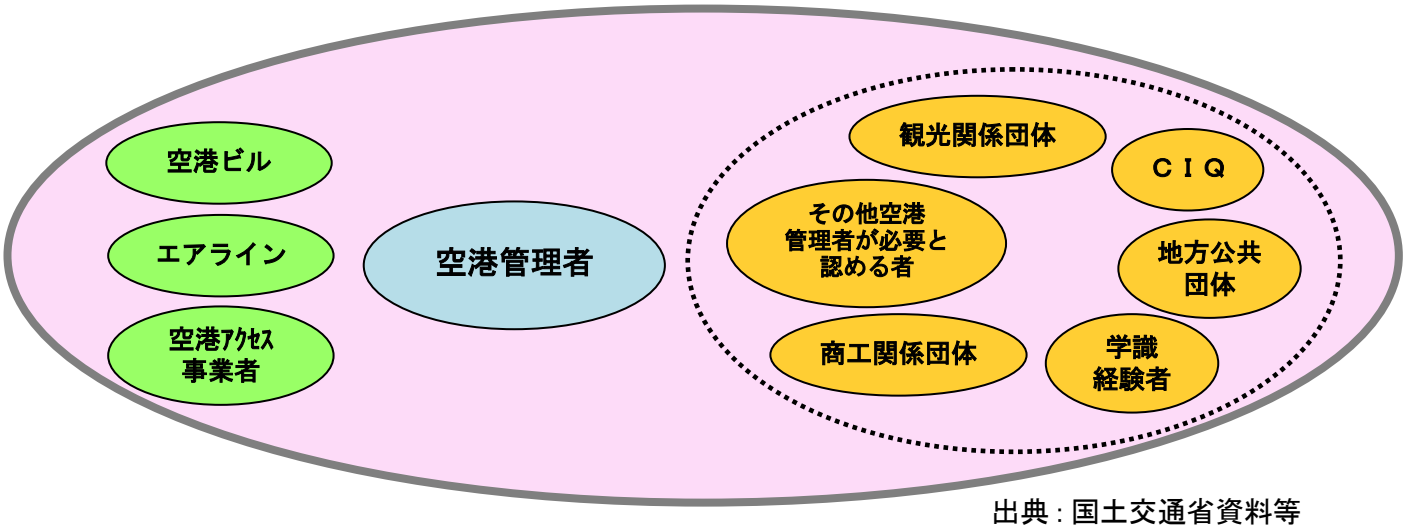

出典：国土交通省資料等